

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一号の二様式その一を次のように改める。

第三十一号の二様式

その一 衆議院比例代表選出議員の選挙

平成 年 月 日執行				
衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示				
何市(区) (町) 選挙管理委員会				
衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位	(ふりがな) 略 称		(ふりがな) 衆議院名簿届出政党等の名称	
	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

備考

- 一 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項から第五項までの規定による順序に従い、上から行うものとする。
- 二 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」の記載については、この組み合わせにより必要に応じて二段以上に行うことができる。この場合の掲載の順序は右列上段を一とし、下に順を追って左列上段に至り、以下これにならうものとする。
- 三 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。この場合において、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付すこと。

附則

この規程は公布の日から施行する。